

第3節 警戒活動

本町は、災害の発生に備え、警戒活動を行うものとする。

第1 気象観測情報の収集伝達

本町は、大阪府及び関係機関と連携して、迅速かつ的確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

1 気象予警報の収集伝達

防災担当課（建設課）は、大阪府防災行政無線、大阪府防災情報システム等により、気象予警報、台風情報等の情報収集に努め、町長並びに関係各部に伝達する。

2 河川・ため池水位

防災担当課（建設課）、水防担当課（建設課）及び本町消防本部は、気象等の状況から洪水等の恐れを察知したとき、又は洪水予報、水防警報を受けたときは、観測した水位を調査し、大阪府鳳土木事務所長及び他の水防管理者へ通報する。

また、ため池管理者は、その管理するため池の水位が上昇し、又は降雨等により溢水等の恐れがあると認めるときは、直ちに町長に報告しなければならない。

町長は、報告を受けたときは、直ちに泉州農と緑の総合事務所に通報する。なお、必要に応じて鳳土木事務所、泉大津警察署に通報する。

3 潮位

気象等の状況で、高潮の恐れを察知したとき、又は気象予警報、高潮予警報を受けたときは、風向・風速・潮位・波高等を所轄の現地指導班長（大阪府鳳土木事務所長、港湾局長、南大阪湾岸流域下水道事務所長、泉州農と緑の総合事務所長）に通報し、町長が必要に応じて、本町消防本部に出動要請を行う。

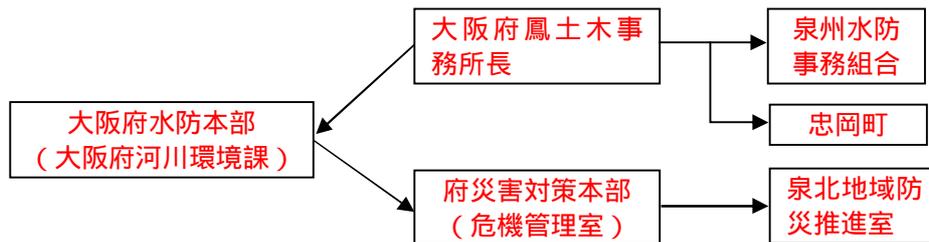
第2 水防警報および水防情報

知事が指定する河川（大津川、牛滝川）において、洪水による災害の発生が予想される場合、知事は、水防活動を必要とする旨の警報を発令する。（水防法第16条）

（知事が発令する水防警報）

知事が指定する河川（大津川、牛滝川）において、洪水が生じる恐れがあると認められる場合は、大阪府鳳土木事務所長は、直ちに水防警報を発し、関係水防管理者に通知される。

(関係機関への伝達経路)



第3 水防活動

本町域において、河川、ため池等の溢水、破堤等災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

なお、災害対策本部が設置された場合は、同本部のもとに水防活動を実施する。

- 1 水防区域監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。
- 2 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは、直ちに水防作業を開始する。
 - (1) 堤防の亀裂、欠け、崩れ、沈下等
 - (2) 堤防からの溢水状況
 - (3) 樋門の水漏れ
 - (4) 道路、橋りょう等の構造物の異常
 - (5) ため池の流入水・放出水の状況
- 3 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。
- 4 防潮扉等の遅滞ない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。
- 5 防潮扉等の管理者・操作担当者の任務を行う。
 - (1) 気象予警報等を入手したときは、水位の変動を監視し、的確に防潮扉等の開閉を行う。
 - (2) 水位の変動があったときは、水位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

第4 土砂災害警戒活動

- 1 警戒避難体制の整備
 - (1) 危険個所のパトロール及び点検の実施
関係機関の協力を得て、梅雨期及び台風期の前に定期的に危険個所の防災パトロールを実施するとともに、集中豪雨が予想されるときは、随時に防災パトロールを実施し、当該危険個所の総点検を行い、亀裂、湧水、地表水の有無、立木等の傾倒及び危険雨量等についての的確に把握する。
 - (2) 避難にかかる警報措置等の整備

地域住民の避難が円滑に実施されるよう、本町の防災行政無線の警報措置の運用を図る。

(3) 情報収集及び伝達体制の整備

土砂流等の災害を未然に防止し、地域住民の早期安全避難を図るため、気象予警報等情報の収集に努めるとともに、関係機関並びに地域住民の協力を得て、当該地域における災害発生の危険性を把握し、警報、避難指示、勧告等の情報連絡体制を確立する。

(4) 土砂流等の災害防止

災害防止のため規制が必要と認められる区域については、建築物の建築規制や急傾斜地の崩壊に対して安全上の防護措置を講ずるよう指導を行う。

第5 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

1 ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

(1) 上水道・下水道施設管理者

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の確保

(2) 電力（関西電力株式会社岸和田営業所）

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の確保

(3) ガス（大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部）

ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）

イ 応急対策用資機材の点検、整備、確保

ウ 主要供給路線、橋りょう架管等の巡回点検

(4) 電気通信（西日本電信電話株式会社大阪支店）

ア 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置

イ 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置

ウ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施

エ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施

オ 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備

カ 電気通信設備等に対する必要な防護措置

キ その他安全上必要な措置

2 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

(1) 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制

限を行う。

イ 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

(2) 道路施設（本町、大阪府、近畿地方整備局大阪国道事務所、阪神高速道路株式会社）

ア 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。

イ 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。

(3) 港湾、漁港施設（大阪府）

ア 施設に被害が生じる恐れがある場合は、供用の一時停止等の措置を講ずる。

イ 適切な案内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

第6 港湾警戒活動

第五管区海上保安本部、大阪府警察、大阪港海難防止対策委員会等関係機関は、連携して、暴風、波浪等による船舶の座礁・避難事故に備え、本町は、これに協力する。

1 第五管区海上保安本部（岸和田海上保安署）

在港中の船舶を港外等の安全な場所に退避させ、船舶の安全を図るとともに、船舶による港湾施設の損壊を未然に防止する。

(1) 避難の要否、勧告の時期等は、大阪港海難防止対策委員会の具申等に基づき決定する。

(2) 避難勧告

電話・ファクシミリによる連絡、国際旗りゅう信号、無線通信、ラジオ放送、巡視船によるサイレンの吹鳴、避難勧告文書の交付等の方法で周知する。

(3) 避難要領

ア 小型船舶は、河川等の安全な場所に避難させる。

イ 大型船舶は、港外へ避難させる。

ウ 水先人、ひき船等を必要とする船舶は、関係者が協議のうえ、沖出し順序を決定する。

エ 緊急時の措置

事態が急迫し、関係機関と協議の時間がないとき、又は町長から要請があったときは、状況を適切に判断して、避難の指示を行う。

2 大阪府警察（泉大津警察署）

大阪港海難防止対策委員会その他関係機関と連携して次の措置を行う。

(1) 船舶に対する避難の勧告、指示の伝達及び避難に伴う必要な誘導

(2) 河川防潮水門の閉鎖に伴う避難船舶の警戒

3 大阪港海難防止対策委員会

気象状況の推移に対応し、在港船舶の安全確保等について協議するとともに、海難防止に必要な措置について、連絡調整を図り、台風災害防止措置基準により阪南港長（岸和田海上保安署長）に対し、船舶の避難勧告等について具申する。

阪南港長から発せられた避難勧告等を関係者に伝達する。

第7 流木防止活動

関係機関は、港湾・河川等において、高潮等によって生じる係留木材の流出事故に備える。

1 第五管区海上保安本部（岸和田海上保安署）

阪南港木材防災対策協議会等を通じて、係留木材の流出防止措置を指導する。

- (1) 木材の係留方法、木材撤去地域の指定、木材入荷量等の諸問題については、協議会において随時協議のうえ調整する。
- (2) 大阪筏協会に木材流出防止措置を講ずるよう指示する。

2 大阪府警察（泉大津警察署）

関係機関と連携して、次の措置を行う。

- (1) 貯木場に対し、警報等の伝達、視察警戒及び流出防止に必要な警告指導
- (2) 危険事態に伴う住民の避難措置その他災害の拡大防止に必要な措置

3 阪南港木材防災対策協議会

(1) 構成

忠岡町、岸和田海上保安署、近畿運輸局、神戸植物防疫所岸和田出張所、大阪税関、大阪府、大阪府警察、岸和田市、阪南港運株式会社、岸和田港木材倉庫株式会社、阪南港木材協議会、社団法人大阪木材コンビナート協会、堺泉会

(2) 措置活動

貯木場内の木材係留の整理、嚴重な捕縛等、貯木の流出防止に必要な措置について、関係業者に対し、警告、指導を行う。